

△交第3号議案、交第4号議案及び交第5号議案の審査

◆（加納委員） 日本共産党の荒木委員からの御質問で、運転手のトイレの問題、あれは私も交通局職員の健康管理という観点から各営業所を回って、いろいろな形で状況もそれぞれ聞かせていただいて、それから、さまざまな資料も営業所ごとに拝見したりすると、トイレについての要望というか、意見が幾つかあったことを記憶しているのです。そういう中で、今回荒木委員からトイレの問題が指摘されたのですけれども、確認ですが、局としてトイレを設置されていないところは幾つあるのですか。

◎（二見交通局長） バス路線は120から130路線ほどございまして、バス停もかなり多い。いろいろなルートを通っています。ですから、全てのところにトイレがあるというわけではもちろんございまして、例えば横浜駅の西口や東口のバスターミナル、そういったポイントとなるところにはできる限り置くようにはしております。

ただ、そうはいいましても、先般の御質問にもございましたが、公共施設ですとか鉄道の駅に、やむを得ずお借りしている場合が一部あるのですが、そういったところにつくってほしいという要望は確かにございます。それにつきましては、全体最適と申しましょうか、職員の健康管理というか、これはもう差し迫った問題ですので、でき得る限りは整備して、そうではないところには関係機関の御協力を引き続き求めていって、職員に不自由をかけることなくやっていきます。

◆（加納委員） 今のお話は、全ての設置はいかないから、要所要所には設置されています。もう一つは、ほかの関係するところをお願いしてお借りしているということ。今言った2つの状況でないところは、どれぐらいあるのですか。局として持ってなく、民間も含めてお借りもしていないところは、どのぐらいあるものなのですか。

◎（二見交通局長） 先般の荒木委員の御質問でも具体におっしゃっていただいたので私も具体的に申し上げますが、先般の議論の中では、例えば保土ヶ谷区に福寿荘という施設がございまして、そこはバスの折り返し地点にはなっています。ただ、そこには整備されていないということは承知しております。福寿荘のようなところが果たして幾つあるのかというのは、私も正確には把握してございませんが、そんな極端に多いわけではなくて一桁だろうという認識は持っております。逆に言えば、五、六カ所については整備の必要性は認識しております。

◆（加納委員） ただ、逆に言うと、これだけ長い時間バスの運行をしていただいて、先ほども申し上げましたように各営業所を回りましたが、それぞれの中でトイレが欲しいというのは以前からの御要望として、資料だとか、そういったところにも入っているわけです。ただ、お金の問題も1つあるし、それから場所の問題もあるから、なかなか難しいところはよくわかるのだけれども、大変多くの対象がある中で、局が持っているトイレがどこにあって、局が持っていないけれども民間も含めてお借りしているところはどこがあって、全くないところがさっき言った福寿荘含めてどこなのかということをもまず当局の皆さん方がしっかり認識してもらいたいということと、認識した上でどうするのかという計画案をつくっていかないと、いつまでも要望と乖離して終わっているという感じを僕も営業所を回ってすごく感じたのです。その辺はどうなのでしょう。5カ所ぐらいしかないということは事実なのですか。それはどこなのかということは、よくわかっているわけですか。

◎（二見交通局長） 御指摘いただきましたように、具体の数と設備状況をすべからず把握していない点については、おわびを申し上げる次第でございまして。その上で、先ほど私が数カ所と申し上げましたのは、こういったことです。ポイントになるところで職員からの要望も来ている。実際にできていない。私どもにとりましても、必要性を認

識しておる。ですから、逆に申せば、整備の重要性を感じておるといところが数カ所ございます。こういったことでございます。御理解いただきたいと存じます。

◆（加納委員） これでもう終わりますけれども、職員の健康管理という観点からも、職場環境の問題からしてもトイレの問題は大きいので、今局長の御答弁をさらに推察いたしまして、ある意味では理解しておきますけれども、具体的にどこなのか。そこについてはどうしてできないのか。できるためにどうしたらいいのかということをお金の問題もあるでしょうし、地域性もあるだろうから、それは一つ一つクリアしていったらいいのかということをお金の観点からも裏返して返ってくる話ですから、そういった部分では、どうか局として計画をしっかりと練っていただきたいということだけ要望しておきます。

#### △市営交通中期経営計画（平成27～30年度）原案について

◆（加納委員） 市営交通中期経営計画原案の43ページに職員の健康管理という観点で項目を立てていただいた。これについては、今後しっかりと取り組んでいただけるということで、まずは局長ありがとうございます。さまざま議論いたして、局長の英断もあり、各営業所も回っていただいたとも聞いておりますし、議員、それから皆さん方もだと思えますけれども、それぞれの現場が非常にわかりづらいところが多い中で、私も現場をほぼ全て回りました。局長も回っていただいて、健康管理が一番大事だという観点から、こういう形で計画案に入れていただいたということについて、まず感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それから、この1年間、さまざま議論いたしましたので、これは引き続きしっかりと確認し合いながら進めていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

ただ、交通局、そして水道局、それから資源循環局、それから環境創造局、いわゆる営業所等々の現場を持っているところの健康管理について、たばこという観点で私も幾つか指摘いたしてきたのですが、その後、実は私のところに、これ以上たばこのことをやったら承知しないぞという恐喝まがいのメールが匿名で来たり、封書が大変多く来ています。そこで副市長、交通局は本当に一生懸命やっていただきました。しかし、自分のお金で買っているのだから、もうこれ以上言うのではないという話も他から私の所にあった。

ただ、吸わない方が8割強いて、吸っていらっしゃる方が2割弱で、吸っている方と吸わない方のお考えもあるのですが、どちらも健康管理という観点からは、これはお互いさまだと言いながらも、害があるということを言われているわけですから、これは少しずつみんなで工夫していかなければいけないということだと思っております。

ただ、自分のお金で買っているのだから、そのお金の一部は福利厚生でおまえたちのところにも行っているのではないかという風土が現場にはどうもあるようでして、その辺のこともしっかりと指導していかなければいけない。

今回、総務局が一生懸命頑張っていただいて、市庁舎内部の屋内禁煙もやめていただいた。今便宜上、議員が吸う場所と職員が屋上で吸う場所という形で、今順次継続的に敷地内禁煙も含めて推し進めていただいているのです。

過日、私は屋上にお邪魔してきました。そうしたら、総務局の御判断で吸う時間が延長されました。私は、何日か夜6時過ぎに行ってまいりました。暗いので、私が入ったことも知らないで、皆さん一服しながら携帯を持って、さらに缶コーヒーを持って、僕が3回行ったときに、それぞれ五、六人いらっしゃいました。何気なしに延長してよかったですねという話をしたら、いや、延長しなかったら残業はしないという話を何人かの方がしていました。

それで、何回ぐらい来るのですかと3日間で聞いたら、ほぼ皆さん、1日に7回から10回来るそうです。そうすると、いろいろな職場から来るのでしょけれども、あそこは屋上ですから、吸いに行き帰ると10分はかかるそうです。総務局の職員健康課のドクターや課長に聞いても、行って帰ってくると、普通平均10分、長いと15分、20分かかかる。そうすると、10回だと、1日何分かかっていると思いませんか。

吸う方の権利と吸わない人のお考えと、それから労働時間という観点からすると、これは民間企業だったらどう

なのかという話です。

それから、議員の皆さん方は隔離されたり、ある一定の中でやっていますから。でも、庁舎内にいる職員、特に幹部の皆さん方は、出入りが自由とは言わないけれども、意外と一般の職員よりか動きやすいらしい。10回以上行ってしまうと、1日、何時間行っているのだ。そこで、缶コーヒーと携帯を持って会議もやってしまうそうです。

僕はたまたま3日間行き、こういう実態を知りました。そういったことをもう一度副市長の立場で、たしかコンプライアンスだとか、総務局所管とか、いろいろな形があるわけですし、それから、ある時期総務省が労働時間の問題として、トイレに行く時間とたばこを吸う時間が一緒というのはどうなのかという議論をして、この議論が収束した経緯も一時あるのですけれども、でも、本当に1日に6回とか10回行くと、職務から1時間以上離れるわけです。知っている人がいると、そこでまた5分、10分、もっと言うと、幹部職員がいて、そこで部下を呼んで会議までやっていますということも聞く。そうなると、どうなるのかということを見ると、本市全体として分煙の問題、それから喫煙の問題ということも含めて、今の議論というのは出てくるわけです。

したがって、今後本市としても労働時間との兼ね合いも含めて、しっかりと議論・検討していく時期に入ったのではないかと思うのですけれども、副市長の御見解を聞かせてください。

◎（渡辺副市長） まず、これだけたばこ喫煙の健康に与える害というものが世間で言われて、そして受動喫煙防止に向けてさまざまな対策がとられている。それについて、非常に熱心に御指摘いただいた加納委員のところに私どもの市の職員から委員がおっしゃられたメールなどが送られているとすれば、本当に申しわけないと思っております。それは、まず横浜市職員を代表しておわびを申し上げます。

その上で、委員に御指摘いただいた建物内禁煙とはいえ、たばこを吸う権利ということもあって、屋上という少し便宜的な形で職員の喫煙場所を確保いたしました。ただ、その結果、そこに通うだけでも相当時間がかかるところに加えて、部外者の方の目につかないという面もあるものですから、そこでスマートフォンを操作する等のさらなる時間を使うということで、委員がおっしゃるとおり、1日に1時間、あるいはそれを超える形でたばこ関係で職務時間が削られてしまうとすれば、それは常識的に考えて、我々地方公務員、横浜市職員の基本的な原則である職務専念義務に抵触すると言われても仕方がない部分があると思っております。これは全庁的に職員の仕事の仕方、コンプライアンスの観点から、きょう御指摘いただいた点をしっかり受けとめて、きちんと議論もし、是正するように努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◆（加納委員） 局長に英断を持っていただいて、職員の健康管理をこうやって項目に上げて、局全体として取り組んでいただけたということについて感謝を申し上げて、私の質問とします。

△外郭団体「横浜交通開発株式会社」の団体経営の方向性及び協約案について

◆（加納委員） これは実は私が指摘いたしましたのです。設立するときの目的と、その目的に対しての事業が上げられていたにもかかわらず、長々とやってきて、今言った重複しているところが出てきてしまった。だから、それは本来の目的の趣旨と、そのときの事業をこうしますということと乖離してきたのではないかということからすると、1回整理いたしましたほうがいいですということの御指摘いたしました経緯があって、だから、多分川辺委員が心配している人員の削減ということは多分ないと思うのです。設立時の目的、その目的に対して行う事業を発表して進めてきたにもかかわらず、ある時期から重複してしまうことが始まってしまったから1回整理してくださいという話をしてきたのですけれども、局長、そういうお考えでいいのですか。

◎（二見交通局長） そういう考えでございます。